

広島県告示第百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十七年広島県告示第百五十三号	
所在地		広島県福山市神辺町大字下竹田地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象	土砂災害の自然現象
	区域の名称	土砂災害の自然現象	土砂災害の自然現象
狭間川（一九五）	土石流		
轟川（五一三二）	土石流		
轟川（二九六）	土石流		
鳥越川（五〇八）	土石流		
鳥越川（二九七）	土石流		
梅谷谷川（八四一九）	土石流		
流田川（五〇九隣）	土石流		
流田川（五〇九）	土石流		
二重坂川（二九四）	土石流		
絵下川（一九三）	土石流		

轟川（二九六隣）	鳥越川（二九七隣）	狭間川（二九五隣）
土石流	土石流	土石流